

東京税理士会日本橋支部

定例連絡協議会

配付資料一覧

● e-Tax関係リーフレット

- ・ 添付書類も含めてe-Taxをご利用ください
- ・ e-Taxがより便利に
- ・ 相続税申告はe-Taxをご利用ください！
- ・ 令和4年1月から税務調査等で提出を求められた資料がe-Taxで提出できるようになります！！

● 国税の主な納付手続き一覧

● 国税の納付は、簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください

● 税務署からのお知らせ「窓口での納税は令和3年10月1日から

9時～16時までにご利用します」

● 書類の送付先が変わります

● 猶予制度があります

● 令和3年10月1日 登録申請開始！（消費税のインボイス制度）

～国境では経行政の解と削減に向けて 添付書類も含めてe-Taxの活用が進んでいます～

法人税申告は

添付書類も含めて e-Tax

を御利用ください



国税庁
e-Tax キャラクター
イータ君

財務諸表を法人税申告書と一緒e-Taxで送付する方法

1 ヘッドファイルで財務諸表を作成送付する方法

市販の経理ソフト等多くは他会社ソフトで作成された決算書ソフト等のデータ取り込機能があります。日頃使用しての経理ソフト等決算書等のデータ取り込ことができれば、決算書等財務諸表を申告書と一緒送付(提出)することもできます(XBRL形式財務諸表)。詳しくは各ソフトのサポートセンター等お問い合わせください。

2 CSV形式で財務諸表を作成送付する方法

従来のXBRL形式に加えてCSV形式提出することもできます。このCSV形式財務諸表の作成方法は①各業種作成してのXBRL形式財務諸表ソフト、勘定科目コード等登録する方法②国境が提供する標準フォーマットに勘定科目等の格納等登録する方法などがあります。作成した財務諸表は対応するヘッドファイルソフトで送付することもできます。作成方法詳細はe-Taxホームページをご覧ください。

- ※1 ヘッドファイルに関する情報は各ソフトのサポートセンター等お問い合わせください。
- ※2 財務諸表のみ、申告書表印刷用紙を要する部分及勘定科目内訳用紙についてもCSV形式提出することもできます。
- ※3 財務諸表CSV形式、申告書表印刷用紙を要する部分(CSV形式、勘定科目内訳用紙、細書CSV形式、第三者作成添付書類PDF形式)はDVDなどのディスクで提出することもできます。

e-Taxホームページをご活用ください。 <https://www.e-tax.nta.go.jp>

e-Taxホームページでは、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作マニュアル、よくある質問(Q&A)など最新の情報を掲載していますのでご覧ください。

税務行政の効率化とコスト削減を図るには

確定申告会場税務署窓口では

多くの方が相談会場や税務署の窓口に来場(来署)することから、非常勤職員(アルバイト)を採用して受付事務に対応しています。また、多くの税務署では署外の会場を借用して申告相談を行っています。

一人でも多くの納税者や税理士に、e-Taxを利用していただくことで、これらの人件費・会場代などのコストを削減できます。



申告書添付書類取替では

窓口・郵送での申告書收受事務やデータ入力事務を要するほか、文書管理や保管・廃棄に係るコストが発生します。

申告書や申告書に添付すべき書類(決算書や計算明細書など)をe-Taxで提出していただくことで、税務行政の効率化とコスト削減が図られます。

税金を現金納付では

窓口での現金納付は、納税者にとっても持ち運びの際の紛失リスクがあるほか、税務署での現金管理等に係る行政コストも発生します。

口座振替、ダイレクト納付、インターネットバンキング、クレジットカード納付といった多様なキャッシュレス納付を利用することで、これらのリスク回避やコスト削減の効果が期待できます。



電子申告や電子納税を利用していただくことで、
**税務行政の効率化が図られ、削減できた行政コストを
真に必要な部分に充てることができます。**

eTaxが より便利に



国税庁
e-Taxキャラクター
イタ君

利便性向上のための環境整備を行いました

以前

財務諸表・勘定科目内訳書等の作成が困難

代表者、経理責任者共に電子署名と電子証明書が必要

送信容量の不足

地方税と作成書類が重複

現在

データ形式の柔軟化

法人税申告書別表（明細記載を要する部分）・財務諸表・勘定科目内訳明細書は、これまでのXML(XBRL)形式に加え、エクセル等で作成可能なCSV形式による提出が可能

認証手続きの簡便化

- 法人税及び地方法人税の申告書における経理責任者の自署押印欄を廃止
- 法人の代表者から委任を受けた役員・社員の電子署名による申告が可能

提出方法の拡充

- 送信容量の拡大
申告書（XML形式）：最大20MB 約5,000枚
添付書類（PDF形式）：最大8MB 約100枚

提出先の一元化

外形標準課税対象法人等が法人税の電子申告により財務諸表を提出した場合は、法人事業税の申告における財務諸表の提出が不要

利便性向上施策の一覧は裏面をご覧ください

環境整備された利便性向上施策等は以下のとおりです。 (e-Taxホームページより抜粋)

e-Taxホームページ掲載場所 <https://www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/sesaku.htm>

e-Taxホームページ上で下線部をクリックすると、各施策の詳細が確認できます。



利便性向上施策等一覧

施策名	概要
提出情報等のスリム化	① イメージデータ(PDF形式)で送信された添付書類の紙原本の保存不要化(全税目)
	② 土地収用証明書等の添付省略(保存義務への転換)【書面申告も同様】(※)(法人税)
	③ 勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化【書面申告も同様】(※)(法人税) (注) 記載内容が簡素化される部分の詳細は「勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化事項一覧」(e-Taxホームページに掲載)をご確認ください。
データ形式の柔軟化	④ 法人税申告書別表(明細記載を要する部分)のデータ形式の柔軟化(CSV形式) <国税庁が標準フォームを提供>(法人税) (注) 明細記載を要する部分の詳細は、「CSV形式による提出が認められる明細記載を要する部分がある法人税申告書別表等の一覧」(e-Taxホームページに掲載)をご確認ください。
	⑤ 勘定科目内訳明細書のデータ形式の柔軟化(CSV形式) <国税庁が標準フォームを提供>(法人税)
	⑥ 財務諸表のデータ形式の柔軟化(CSV形式) <国税庁が勘定科目コードを公表し、それを含んだ標準フォームを提供>(法人税)
提出方法の拡充	⑦ e-Taxの送信容量の拡大(全税目)
	⑧ 添付書類の提出方法の拡充(光ディスク等による提出)(法人税、地方法人税)
提出先の一元化	⑨ 連結納税の承認申請関係書類の提出の一元化【書面も同様】(※)(法人税)
	⑩ 連結法人に係る個別帰属額等の届出書の提出先の一元化(連結親法人が連結子法人の個別帰属額等の届出書をe-Taxにより提出を行うことが前提)(法人税)
	⑪ 財務諸表の提出先の一元化 (財務諸表を法人税申告書に添付してe-Taxにより提出を行うことが前提)(法人税)
認証手続の簡便化	⑫ 法人代表者の電子署名について、法人の代表者から委任を受けた当該法人の役員・社員の電子署名によることも可能(法人が納税者となる全税目)
	⑬ 法人税等の代表者及び経理責任者の自署押印制度を廃止 【書面申告も同様】(※)(法人税、地方法人税)
その他	⑭ e-Tax受付時間の更なる拡大(全税目)
	⑮ 法人番号の入力による法人名称等の自動反映(法人が納税者となる全税目)
	⑯ 法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除(法人税、地方法人税)

※ 【書面申告も同様】又は【書面も同様】と記載のあるものは、電子申告が義務化されていない中小法人等が行う書面申告等の場合であっても適用される制度です。

税理士の方へ

相続税申告は e-Tax をご利用ください！



令和3年1月から、**相続税修正申告**も e-Tax による提出が可能になりました！
(令和元年分以降)

～e-Tax による相続税申告には、これらのメリットがあります～

メリット1

財産取得者の**利用者識別番号のみ**で申告！

メリット2

ご利用の税務会計ソフトで作成した申告書を送信！

メリット3

添付書類は**イメージデータ**（PDF形式）で送信！

メリット4

送信した申告等はデータ管理で**ペーパーレス化の実現！**

メリット1

財産取得者の利用者識別番号のみで申告できます！

※財産取得者の利用者識別番号の暗証番号や電子証明書（マイナンバーカード等）は不要です。また、財産取得者の本人確認書類の添付も不要です。

相続人等が複数いる場合や遠隔地にいる場合でも申告手順がスムーズ
利用者識別番号の確認方法はフローチャートでチェック！

利用者識別番号の取得状況を確認

※利用者識別番号は、①過去に電子申告を行った申告書の控えや、②税務署からの郵送物などから確認できます。

利用者識別番号が分かる

※既に取得している利用者識別番号を使用してください。所得税の申告などで既に利用者識別番号を取得している場合は、改めて利用者識別番号を取得する必要はありません。

利用者識別番号が分からない（取得しているか不明）

※財産取得者の住所地の所轄税務署宛に送信してください。

「変更等届出書」を e-Tax で送信！

※税理士による代理送信も可能！

利用者識別番号を取得していない

「開始届出書」を e-Tax で送信！

※税理士による代理送信も可能！

【利用者識別番号が有る場合】

既存の利用者識別番号と仮暗証番号が記載された通知書が、税務署から財産取得者に郵送されます。

【利用者識別番号が無・廃止されている場合】

利用者識別番号が無い又は廃止されている旨を税務署から電話によりお伝えします。「開始届出書」を e-Tax で送信してください。

利用者識別番号等が、オンラインで即時発行されます。

※既に利用者識別番号を取得している場合、新たな利用者識別番号を取得すると、これまで e-Tax で申告した内容を確認することができなくなりますので、ご注意ください。

メリット2

ご利用の税務会計ソフトで作成した申告書を送信できます！

ご利用の税務会計ソフトに e-Tax 送信機能がない場合でも、e-Tax ソフト又は e-Tax ソフト（WEB 版）から送信できます。
※ご利用の税務会計ソフトで作成した相続税に係る電子申告用データ（拡張子が「.txt」のもの）がある場合に限りです。
※e-Tax ソフトでも申告書を作成することができます。



e-Tax ソフトは e-Tax ホームページからダウンロードできます♪

e-Tax ソフトでの電子申告用データ（拡張子が「.txt」）の組み込み画面

「参照」をクリックし、組み込む申告等データを選択



メリット3

添付書類は『イメージデータで提出』できます！

相続税申告に係る添付書類をイメージデータ（PDF 形式）として送信することにより提出できます。

「戸籍の謄本」などの法定添付書類のほか、「土地等の評価明細書」や「預貯金等の残高証明書」などの法定外添付書類についても同様です。

※申告書や税務代理権限証書などは、イメージデータ（PDF 形式）で提出することはできません。

送信方式	内容	送信可能回数
同時送信方式	申告・申請等データの送信時に、当該データと添付書類のイメージデータを同時に送信する方式	1回
追加送信方式	申告・申請等データの送信後に、受信通知から別途、添付書類のイメージデータを追加で送信する方式	10回まで送信可能

送信直前まで申告内容の差替え・訂正が可能♪



1回の送信当たり最大 136 ファイル、8.0MB の容量データを送信できます。

※同時送信方式と追加送信方式を併用した場合、最大 11 回の送信で 1,496 ファイル、88.0MB まで送信することができます。

メリット4

送信した申告等はデータ管理でペーパーレス化が実現します！

送信したデータや受付結果をファイルで保存できるため、データ管理が可能となり、ペーパーレス化につながります。



相続税の申告書（控）などの保管スペースの必要なし♪

参考情報

「相続税申告書の代理送信等に関する Q & A」を国税庁ホームページに掲載しています！

税理士の方からのよくある質問を掲載しています。

【掲載場所】ホーム ⇒ 刊行物等 ⇒ パンフレット・手引 ⇒ 電子申告等関係



Q&Aはこちら！

e-Tax に関する最新の情報を e-Tax ホームページに掲載しています！

e-Tax ホームページでは、利用者識別番号の取得方法やイメージデータに関する情報のほか、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Tax ソフトの操作方法等に関する情報について、詳しくお知らせしています。

<https://www.e-tax.nta.go.jp/>

イータックス

検索

事前準備、送信方法などに関するお問合せ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク **0570-01-5901**（全国一律市内通話料金）

受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00（休祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

受付時間は、時期により延長する場合がありますので、最新の情報を e-Tax ホームページでご確認ください。

上記の電話番号がご利用できない場合などは、03-5638-5171 をご利用ください（通常の通話料金となります。）。

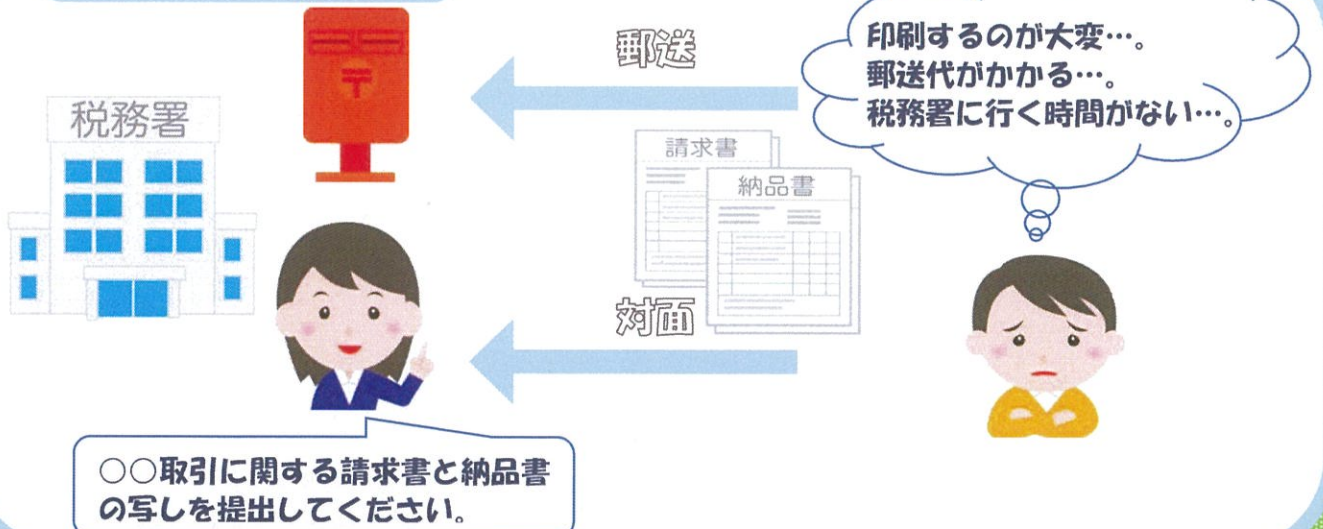


令和4年1月から、**税務調査等で提出を求められた資料**が

e-Taxで提出できるようになります!!

※ 詳細は裏面をご覧ください。

令和3年12月まで



令和4年1月からは!!

(イメージ)

印刷しなくてOK!
税務署に行かなくてOK!
セキュリティも高く安心!



送信



〇〇取引に関する請求書と納品書の写しを提出してください。

※ e-Tax で送信するには電子証明書が必要です。

概要

税務調査等の際に、調査担当者等から提出を求められた資料（帳簿書類・請求書・納品書などの写し）について、e-Tax で提出できるようになります。

e-Tax によるオンライン提出を可能とし、納税者の利便性向上、税務調査等の効率化が期待されます。

Q 1 : いつから提出できるようになりますか。

A : 令和4年1月から提出できるようになる予定です。

Q 2 : 提出できるデータ形式の種類を教えてください。

A : PDF形式のみを予定しています。

Q 3 : 送信できる容量はどれくらいですか。

A : 1送信あたり最大136ファイル、合計で最大8MBの上限を予定しています。また、追加送信も可能となる予定です。

Q 4 : 事前の登録などは必要ですか。

A : ご利用いただくには、e-Tax の利用者識別番号を取得していただく必要があります。また、税理士等による代理送信も可能です。

Q 5 : 郵送や対面により提出をすることはなくなりますか。

A : 税務調査等の状況や提出いただく資料の内容によっては、郵送や対面による提出をしていただくこともございます。

Q 6 : 税務調査等以外の時でも利用することはできますか。

A : 税務調査等の際に提出を求められた資料のみが対象となります。



詳しい内容は、令和3年12月頃 e-Tax ホームページでお知らせする予定です。

源泉徴収徴収高算書が分 の納付手続の流れ

(e-Taxソフト(VME版)を利用した場合)

① e-Taxを始めるための準備



準備作業

※ e-Taxホームページからe-Taxソフト(VME版)にアクセスし、事前準備ソフトをインストールし、ユーザー登録提出(メール)及び利用者の登録を完了してください。

② 手続の流れ

e-Tax

1

e-Taxソフト(VME版)へアクセスし、源泉徴収高算書提出の準備作業を行います。

2

メッセージボックスを確認し、納付方法を選択します。

各納付手続の流れ

3

デジタル納付(インターネット)またはクレジット決済(デジタルカード)の納付方法を納付先で選択します。

e-Tax

4

メッセージボックスを確認し、完了確認を行います。

【国税庁ホームページ】



デジタル納付を採用し、メッセージボックスに「国税庁ホームページ」が表示されている場合は、メッセージボックスを確認してください。



e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日(お祝日を除く) 9時～17時(都府県庁舎)
 (休日の2月29日～1月3日(都府県庁舎))
 毎月1日～31日(都府県庁舎)の24時間受付

【国税庁ホームページ】



e-Taxは、お休みの日やお祝日でも、メッセージボックスを確認し、メッセージボックスを確認してください。

クレジット決済の手続の流れ

③ 手続の流れ

専用サイトへアクセス

1

インターネットの専用ホームページにアクセスし、スマートフォン及びタブレット端末から「国税庁デジタルカード決済サイト」へアクセスし、注意事項を確認

【国税庁ホームページ】



納付手続の流れ

「源泉徴収高算書作成ソフト」や「e-Taxソフト」を利用して「申告」を行う場合は、住所氏名などの入力が必要となります。

2

氏名・住所(納付先)の国地税目別納付先番号、納付に必要な情報を入力

3

クレジットカード番号、有効期限、支払方法をセキュリテイコードを入力

納付手続の流れ

4

入力内容を確認した上で、「納付」ボタンをクリック

④ ご利用についての注意事項

① 納付先番号は、必ず源泉徴収高算書の納付先番号を

納付先番号	源泉徴収高 (税込)
1F3-10000F	88F
10001F3-20000F	167F
20001F3-30000F	256F
30001F3-40000F	344F
40001F3-50000F	433F

※ 1以降、10000円未満の金額は、源泉徴収高算書の納付先番号

② 領収書は、必ず発行してください。

③ そのほかの注意事項等については、国税庁ホームページに掲載されています。



国税の主な納付手続

～申告 納付は、期限内に～



安全便!

国税の主な納付手続一覧

2021年4月現在

キャッシュレス手続

ダイレクト納付



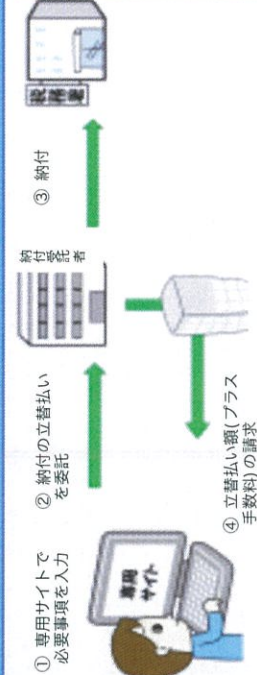
ダイレクト納付の申込みと併せてe-Taxから簡単な方法で申告・納税による納付方法です

令和3年1月～前年納税のオンライン届出台 (個人の方が便利です)

事前手続

e-Tax

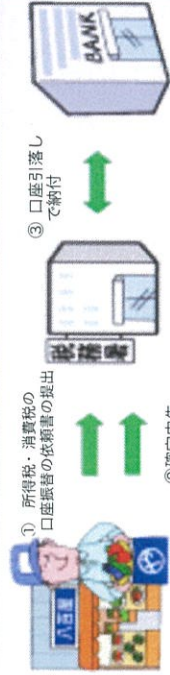
クレジットカード手続



インターネット上のクレジットカード支払の方法を利用して納付業者が運営する専用サイトから納付業者(決済代行会社)を通じて納付する方法です

※ 決済手続は、国が指定した決済業者のみで行われます

払戻金手続



払戻金手続の申込みと併せて毎年確定申告等に併せて国税庁へ届出による納付方法です
※ 個人の申告所得が消費税率の異なる場合

令和3年1月～事前手続オンライン化開始

事前手続

e-Tax

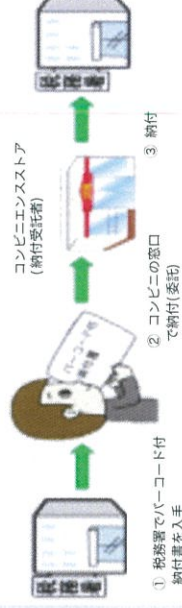
現金手続

コンビニ納付(QRコード)



スマホ・パソコン等で作成したQRコードを利用してコンビニの窓口で納付できます

コンビニ納付(レシート)



税務署から送付されたレシートをバーコードを使用してコンビニの窓口で納付できます

事前手続

e-Tax

各納付手続詳細は、スマートフォン等でQRコードを閲覧し、アクセスできます

※ QRコードは、デジタル署名の登録が必要です

手続詳細は、国税庁ホームページ(https://www.tax.go.jp)をご覧ください

検索



国税の納付は、

簡単・便利な

ダイレクト納付 をご利用ください



e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報の登録をした後に、簡単な操作で、あらかじめ届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の手段です。



↑
詳しくはこちら

簡単

- インターネットを利用できる端末があれば、利用可能です!
- インターネットバンキングの契約は不要!
- e-Taxの利用者識別番号 (ID) と暗証番号 (PW) のみで納付手続きが行えます!
- ▶**電子証明書の添付やICカードリーダーは不要です!**

便利

- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません!
- ▶**源泉所得税を毎月納付している方に便利です!**
- 即時又は納付日を指定して納付することができます!
- 税理士が納税者に代わって納付手続きを行うことができます!
- 納付する際に、預貯金口座を選択できます!
- 納期限前の計画的な納付 (予納) が簡単にできます!
(P4「ダイレクト納付を利用した予納」をご覧ください)

地方税より 納付方法のご案内

○「地方税共通納税システム」から、個人住民税 (特別徴収分) も電子納付をすることができます。
詳しくはeLTAXホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>) をご覧ください。
※国税と地方税の電子納税の利用手続は、それぞれ手続が必要となります。
なお、地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営しています。

ダイレクト納付を利用するには

ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある

利用可能金融機関は国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) でご確認ください。



e-Taxの利用開始手続をする

e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください (即時発行されます)。

※既に利用者識別番号を取得済の方は二重に手続することのないようご注意ください。



ダイレクト納付利用届出書を提出する

「ダイレクト納付利用届出書」(P3) にご利用を希望する預貯金口座を記載し、署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。

なお、納付する際に預貯金口座を選択するには、ご利用になられるすべての預貯金口座についてあらかじめ「ダイレクト納付利用届出書」を提出しておく必要があります。

※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。メッセージボックスに登録完了メッセージが格納されるとダイレクト納付をご利用いただけます。 1

ダイレクト納付の利用方法

- 1 e-Taxで電子申告等又は納付情報登録依頼を送信する
事前にe-Taxへのメールアドレスのご登録をお勧めします。*
- 2 メッセージボックスに格納される通知を確認し、「ダイレクト納付」を選択する
- 3 「今すぐに納付される方」
又は
「納付日を指定される方」
を選択する
(注)ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。
- 4 納付状況を確認する
「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので、内容を必ずご確認ください。
(注)残高不足で納付が完了しなかった場合、必要な納税資金を入金していただいた上で、2の通知から再度ダイレクト納付を行うことが可能です。
ダイレクト納付の一連の手続きについては、国税庁ホームページにある「ダイレクト納付手続マニュアル」をご覧ください。

「今すぐに納付される方」を選択
届出をした預貯金口座から即時に振替が行われ、納付が完了します。

「納付日を指定される方」を選択
届出をした預貯金口座から指定した日の朝に振替が行われ、納付が完了します。
(注)指定した日の朝、他の公共料金等の引落し等がある場合、残高不足になることがありますので、メッセージボックスの「ダイレクト納付完了通知」は必ずご確認ください。

「納付日を指定される方」を選択した場合は、**指定した日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。**



おすすめ ※ダイレクト納付を利用する場合は、メッセージボックスに情報が格納された段階でメールでお知らせができるよう、e-Taxへのメールアドレスのご登録をお勧めします。メールアドレスは、e-Taxの利用者情報登録から登録できます。

「国税ダイレクト方式電子納税依頼書 兼 国税ダイレクト方式電子納税届出書」(P3) 記載要領

ダイレクト方式による電子納税を新規に利用される方又は届出内容を変更される方は、 内に必要事項を記載し、預貯金口座の届出印を押印後、**住所地等を所轄する税務署へ提出してください。**

※記載要領は、法人を例に示しています。

- ① 提出年月日を記載します。
- ② 提出先の税務署名を記載します。
- ⑤ 郵便番号、電話番号、預貯金口座に登録されている住所(所在地)を記載します。
- ⑥ 上記⑤の住所と申告書に記載した住所が異なる場合には、申告書に記載した住所を記載します。
- ⑦ 預貯金口座の名義とフリガナを記載します。
【注】1 申告等を行う法人名義(本人名義)の口座に限ります。
2 口座名義に代表者氏名等(屋号等)が含まれている場合には、必ず代表者氏名等(屋号等)も記載してください。
- ⑧ 銀行等をご利用になる場合、金融機関の名称及び支店名等を記載し、預金種別を○で囲み、口座番号を記載します。
なお、農協・漁協については、現在、ダイレクト納付は、ご利用できません。
【注】お手持ちの口座の口座番号が7桁未満である場合は、お手数ですが頭部を○で埋めてください。
【例】0001234
- ⑨ ゆうちょ銀行をご利用になる場合、記号番号を記載します。
【注】前半の記号は必ず5桁となります。また、後半の番号は左詰で記載してください。
【記載例】
1 総合口座・通常貯金・通常貯蓄貯金の場合
記号 11940 番号 12345671
記号欄 11940 - 12345671
2 振替口座の場合
記号 01010 1 番号 123456
記号欄 01010 - 123456

法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

※個人の方は個人番号の記載は不要です。

国税ダイレクト方式電子納税依頼書
兼 国税ダイレクト方式電子納税届出書

令和××年 4月 19日提出

届が関 税務署長 あり

氏名 (法人名及び代表者氏名)
株式会社 国税商事
代表取締役 国税 太郎

私(当社は、国税について、電子納税(ダイレクト方式)を利用することにより届け出ます。
なお、税理士から申告書等を代理送信した場合は、税理士が私(当社)に代って電子納税(ダイレクト方式)手続の実行をできること、あわせて届け出ます。

取退金融機関 御中

私(当社は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約款を準約の上、依頼します。

1 指定預貯金口座
(〒300-0904) 電話 03(1234)5878 (金融機関別届付印)

住所(所在地) 東京都千代田区大手町1-×-×

(申告納税地) 東京都千代田区豊が関3-×-×

(フリガナ) カブシキガイシャコクセイショウジ ダイヒョウリシマリヤク コクセイタロウ

氏名 (法人名及び代表者氏名) 株式会社 国税商事 代表取締役 国税 太郎

指定金融機関 財務 信用金庫 労働金庫 農協 信用組合・漁協 東京 本行・支店 本所・支所 出張所

預金種別 () 当座 3 納税準備 口座番号 () 1 2 3 4 5 6 7

ゆうちょ銀行 記号番号 -

2 振替日時・納付情報送付日時
3 利用開始日:ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

(不備事由)
1 金融機関番号エラー 4 口座情報不完全
2 整理番号等未登録 5 その他
3 重複入力

入 力 訂 正 入 力 送 付 筆 数

金融機関番号

整理番号

約 定
一 国税庁の電子納税処理組織を使用して私(当社)が国税の納付に必要な情報(以下「納付情報」という。)を送付したときは、私(当社)に送付することとなり納付情報に基いた金額を指定預貯金口座から引き落としの上、納付していただきます。この場合、当該納付に係る領収書は省略されて差し支えありません。
二 前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当該指定預貯金口座の残高に十分余裕を確保してください。指定預貯金口座の残高不足又は指定預貯金口座の凍結等により、私(当社)が指定預貯金口座から引き落としを完了できない場合は、私(当社)に送付することとなり納付情報に基いた金額に十分余裕を確保してください。私(当社)に送付することとなり納付情報に基いた金額に十分余裕を確保してください。
三 指定預貯金口座が振替利用において納付情報に記載された金額に十分余裕を確保することにより、私(当社)が指定預貯金口座から引き落としを完了できない場合は、私(当社)に送付することとなり納付情報に基いた金額に十分余裕を確保してください。
四 この契約は、貴店(組合)が明言の事由により必要と認められた場合は私(当社)に送付することとなり納付情報に基いた金額に十分余裕を確保してください。私(当社)に送付することとなり納付情報に基いた金額に十分余裕を確保してください。
五 この契約を解除する場合は、私(当社)から税務署を経由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。
六 この取扱いについて、税(当国)に定められていても、貴店(組合)の責に帰するものを除き、貴店(組合)には適用されません。

受付印 印鑑重合格 印

(口座種別番号)

(記号番号)

- ③ 法人番号を記載します。
※個人の方は個人番号の記載は不要です。
- ④ 法人名及び代表者氏名を記載し押印します。
- ⑩ ①から⑨までを記載後、**預貯金口座の届出印を押印(又は届出サイン)**します。
印影が不鮮明な場合には、下の欄へ押印し直してください。
- ⑪ 利用者金融機関及び税務署間の契約についての約定を必ずご確認ください。

切り取り線で切りはなして提出してください

法人番号
------	-------

※個人の方は個人番号の記載は不要です。



国税ダイレクト方式電子納税依頼書 兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

令和 年 月 日提出

税務署長 あて

氏名 (法人名及び代表者氏名)

(印)

私(当社)は、国税について、電子納税(ダイレクト方式)を利用することとしたいので届け出ます。
 なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私(当社)に代わって電子納税(ダイレクト方式)手続の実行をできるよう、あわせて届け出ます。

取扱金融機関 御中

私(当社)は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を確約の上、依頼します。

1 指定預貯金口座

住所 (所在地)	(〒 -) 電話 ()	(金融機関お届け印)
	(申告納税地)	
氏名 (法人名及び代表者氏名)	(フリガナ)	(印影が不鮮明な場合には、こちらにも押印してください。)
指定金融機関	銀行・信用金庫 労働金庫・農協 信用組合・漁協	本店・支店 本所・支所 出張所
預金種別	1 普通 2 当座 3 納税準備	口座番号 (ゆうちょ銀行以外)
ゆうちょ銀行	記号番号	-

- 2 振替日時: 納付情報送付日時
 3 利用開始日: ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

税務署整理欄	(不備事由)	約 定	
	1 金融機関番号エラー 4 口座情報不完全 2 整理番号等未登録 5 その他 3 重複入力		一 国税庁の電子情報処理組織を使用して私(当社)名義の国税の納付に必要な情報(以下「納付情報」という。)が送付されたときは、私(当社)に通知することなく納付情報に記録された金額を指定預貯金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。 二 前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。 三 指定預貯金残高が振替日時において納付情報に記録された金額に満たないときは、私(当社)に通知することなく納付情報を返戻されても差し支えありません。 四 この契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には私(当社)に通知されることなく解除されても異議はありません。 五 この契約を解除する場合には、私(当社)から税務署を経由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。 六 この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。
	入 力 訂 正 入 力 送 付 登 録		
	金融機関番号		
整理番号			

金融機関整理欄	(不備返却事由)	受 付 印 印 鑑 照 合 検 印	
	A 印鑑不鮮明 F 住所相違 B 印鑑不鮮明 G 支店名相違 C 口座番号相違 H その他 D 口座該当なし E 名義人相違 (備考)		
			(口座識別番号)
			(認証番号)

ダイレクト納付を利用した予納

ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等をe-Taxに登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付（予納）することができます。

納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

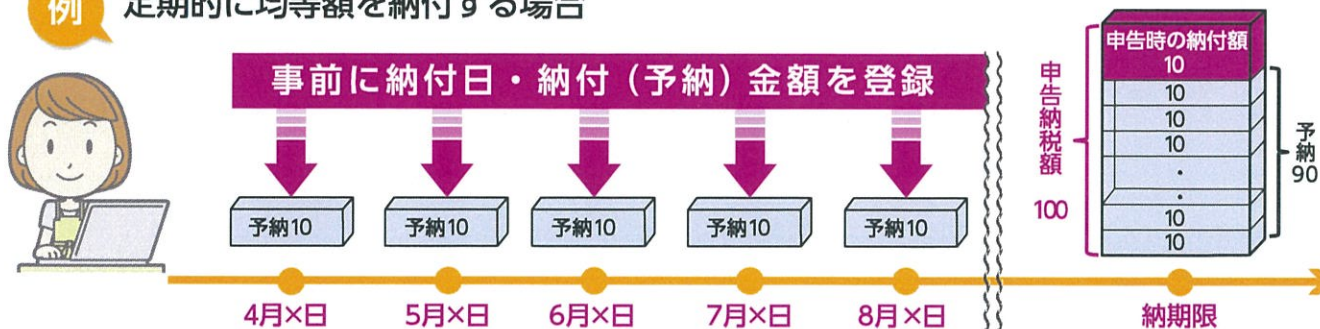
利用可能税目は、申告所得税及び復興特別所得税・贈与税・法人税（地方法人税）・消費税及び地方消費税です。

利用方法など詳細については、国税庁ホームページにある

「ダイレクト納付を利用した予納（e-Taxソフト（WEB版）の流れ）」をご覧ください。



例 定期的に均等額を納付する場合



その他の電子納税

ダイレクト納付のほか、ペイジーに対応した金融機関を利用すれば、インターネットバンキングやモバイルバンキング、又はATMを利用して電子納税ができます（ダイレクト納付同様、電子証明書等は不要です）。

スマートフォンやタブレット端末からも電子納税（ダイレクト納付）が利用できます。

（注）電子納税を利用する場合、事前にe-Taxの利用開始手続きが必要となります。



インターネットバンキングで電子納税

金融機関とインターネットバンキングの契約をしておけば、インターネットバンキングにログインし、納税することができます。



モバイルバンキングで電子納税

金融機関とモバイルバンキングの契約をしておけば、お持ちの携帯端末からモバイルバンキングにログインし、納税することができます。



ATMで電子納税

インターネットを利用できる環境がなくても、金融機関のATMから納税することができます。

電子納税が利用可能な金融機関（インターネットバンキング等の利用の可否）については、Webサイト「ペイジー（<https://www.pay-easy.jp>）」でご確認ください。

利用可能時間

電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。



e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。） 24時間
（注）休祝日の翌稼働日は8時30分からご利用いただけます。
毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。



e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>

イータックス

検索



利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）に関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」（TEL.0570-01-5901）へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時（土日祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）です。



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

令和2年9月

税務署からのお知らせ

令和3年10月1日（金）から税務署窓口での納税は

9時～16時

までをお願いいたします

金融機関や税務署の窓口に出向かなくても納付を行うことができる

「キャッシュレス納付」が便利ですので、この機会にぜひご利用ください

国税の納付手続については、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)「国税の納付手続」をご覧ください

安全・便利・非対面

キャッシュレス納付のご案内

個人事業者の方

法人の方

申告所得税

消費税及び地方
消費税(個人)

源泉所得税

法人税

消費税及び地方
消費税(法人)

振替納税
(口座振替)



【利用可能税目】

申告所得税
消費税及び地方消費税(個人)

【納付方法】

振替日に預貯金口座から自動的に引落し

【開始手続】

振替依頼書の提出
※オンラインによる提出も可能

【オススメな方】

毎年確定申告を提出する
個人事業者

ダイレクト納付



【利用可能税目】

電子申告が可能な税目(源泉所得税、法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税など)

【納付方法】

即時又は指定した期日に電子納税を行う

【開始手続】

e-Taxの開始届出書及びダイレクト納付利用届出書の提出
✓ 電子証明書は不要 ✓ ネットバンク契約不要
✓ 複数の金融機関口座を利用可能

【オススメな方】

毎月源泉所得税を納税している方
毎月消費税の中間納付をしている方
など、納付機会の多い方

書類の送付先が変わります

令和3年10月25日から「東京国税局業務センター横浜南分室において横浜中税務署及び横浜南税務署の一部の内部事務^(※)を集約して処理する「内部事務のセンター化」を実施することとしております。

令和3年10月25日以降、横浜中税務署及び横浜南税務署管内の皆様が申告書や申請書等の書類を郵送等で提出される場合は、「東京国税局業務センター横浜南分室」宛てに送付していただきますようお願いいたします。

(※) 申告書の入力処理や納税者の皆様へのお尋ね文書の発送などの事務をいいます。

宛先

東京国税局業務センター横浜南分室
〒236-8551
神奈川県横浜市金沢区並木3丁目2番9号

ご留意いただきたい事項

- 申告書、申請書等は、次のとおり提出いただきますようお願いいたします。
 - e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
 - 書面により提出する場合は、郵送でセンターへ送付願います。
 - ※1 所轄税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出することも可能ですが、センターへの郵送に御協力願います。
 - 2 センターでは、「東京国税局業務センター横浜南分室」の収受日付印を使用します。
 - 3 書面の申告書、申請書等をセンターへ直接持ち込むことはできません。
- センターでは電話による税務相談や申告書用紙等の送付は行っておりませんので、電話相談センター又は所轄税務署までお問い合わせください。
- 窓口での納税証明書の発行や窓口納付、面接による相談等の対応は、従来どおり所轄税務署で行います。
- 「内部事務のセンター化」は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありませんが、内部事務を処理するため、納税者や税理士の皆様に対し、センターから電話や文書により問合せをさせていただく場合があります。
- センターから送付する文書は、責任者名が東京国税局長となる場合があります。

書類の送付先が変わります

令和3年12月20日から「東京国税局業務センター千葉西分室」において千葉東税務署及び千葉西税務署の一部の内部事務^(※)を集約して処理する「内部事務のセンター化」を実施することとしております。

令和3年12月20日以降、千葉東税務署及び千葉西税務署管内の皆様が申告書や申請書等の書類を郵送等で提出される場合は、「東京国税局業務センター千葉西分室」宛てに送付していただきますようお願いいたします。

(※) 申告書の入力処理や納税者の皆様へのお尋ね文書の発送などの事務をいいます。

宛先

東京国税局業務センター千葉西分室

〒262-8507

千葉県千葉市花見川区武石町1丁目520番地

ご留意いただきたい事項

- 申告書、申請書等は、次のとおり提出いただきますようお願いいたします。
 - e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
 - 書面により提出する場合は、郵送でセンターへ送付願います。
 - ※1 所轄税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出することも可能ですが、センターへの郵送に御協力願います。
 - 2 センターでは、「東京国税局業務センター千葉西分室」の収受日付印を使用します。
 - 3 書面の申告書、申請書等の書類をセンターへ直接持ち込むことはできません。
- センターでは電話による税務相談や申告書用紙等の送付は行っておりませんので、電話相談センター又は所轄税務署までお問い合わせください。
- 窓口での納税証明書の発行や窓口納付、面接による相談等の対応は、従来どおり所轄税務署で行います。
- 「内部事務のセンター化」は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありませんが、内部事務を処理するため、納税者や税理士の皆様に対し、センターから電話や文書により問合せをさせていただく場合があります。
- センターから送付する文書は、責任者名が東京国税局長となる場合があります。



新型コロナウイルスの影響により**国税の納付が困難な方へ**

猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

要件（換価の猶予）

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内（注）に申請書が提出されていること。

（注）既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予（国税徴収法第151条）が受けられる場合もあります。

※ 原則、担保は不要です（担保の提供が明らかに可能な場合を除く。）。

内容（猶予が認められると）

- ① 原則として1年間納税が猶予されます（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）。
- ② 猶予期間中の延滞税が軽減（注）されます。
（注）通常 年8.8%→軽減後 年1.0%（令和3年中の利率）
- ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



（申請による換価の猶予：国税徴収法第151条の2）

更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。（裏面をご参照ください。）

次のような個別の事情がある場合は、延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

個別の事情の具体例（納税の猶予）

- 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合
- 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療等に付随する費用
- 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額
- 納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

内容（猶予が認められると）

- ① 原則として **1年間納税が猶予されます**（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）。
- ② **猶予期間中の延滞税が軽減（注）又は免除されます。**
（注）通常年 8.8%→軽減後 年 1.0%（令和3年中の利率）
- ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



（納税の猶予：国税通則法第46条）

猶予の申請方法等

- 「猶予申請書」を所轄の税務署に提出してください。
→ **郵送**（様式は国税庁HPから入手可能）又は **e-Tax** をご利用ください。
- 収支状況などの確認のため、帳簿等の書類の準備をお願いしますが、**書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。**

※ 地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、

社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれご確認ください。

総務省：https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

国税の猶予の詳細はこちら





整理番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

〔納税価〕の猶予申請書

税務署長殿

国税通則法第46条第 項第 号(第5号の場合、第 号類似)又は国税徴収法第151条の2第1項の規定により、以下のとおり猶予を申請します。

申請者	住所所在地	〒					① 申請年月日	令和 年 月 日	
	氏名称	電話番号	携帯電話			※税務署整理欄	通信日付印		
	法人番号						申請書番号		
						処理年月日			
納付すべき国税	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
			・	円	円	法律による金額 円	円	法律による金額 円	
			・			"		"	
			・			"		"	
			・			"		"	
合計			イ	ロ	ハ "	ニ	ホ "		
②イ～ホの合計			③現在納付可能資金額			④猶予を受けようとする金額(②-③)			

※③欄は、「財産収支状況書」の(A)又は「財産目録」の(D)から転記

一時に納付することができない(生活維持又は事業の継続が困難となる)事情の詳細	猶予該当事実の詳細(納税の猶予の場合):

⑤ 納付計画	年月日	納付金額	年月日	納付金額	年月日	納付金額
	令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	円
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	円	
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	円	
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	円	

※⑤欄は、「財産収支状況書」の(B)又は「収支の明細書」の(C)及び(D)から転記

猶予期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで 月間
------	--------------------------

※猶予期間の開始日は、①の申請年月日
ただし、納税の猶予申請において、災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合は、災害等が生じた日
換価の猶予申請において、納付すべき国税の法定納期限以前にこの申請書を提出する場合は、その国税の法定納期限の翌日

担保	<input type="checkbox"/> 有	担保財産の詳細又は
	<input type="checkbox"/> 無	提供できない特別の事情

税理士署名	電話番号
<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有

※税務署整理欄	
100万円以下の場合	100万円超の場合
<input type="checkbox"/> 財産収支状況書	<input type="checkbox"/> 収支の明細書
	<input type="checkbox"/> 財産目録
	<input type="checkbox"/> 担保関係書類
<input type="checkbox"/> 猶予該当事実証明書類(納税の猶予の場合)	

【猶予申請書の記載方法】

申請・審査に当たり、「財産収支状況書」等の作成をお願いしておりますが、準備に時間がかかる場合など、提出が困難なときは、口頭によりお伺いします。

納税換価の猶予申請書

東京 税務署長殿

申請する猶予の種類や該当条項がお分かりにならない場合は、徴収担当職員にお尋ねください。

国税通則法第46条第 項第 号(第5号の場合、第 号類似)又は国税徴収法第151条の2第1項の規定により、以下のとおり猶予を申請します。

申請者	住所所在地	〒×××-×××× 〇〇市△△町×-×-× 電話番号 〇〇〇(△△△)×××× 携帯電話 〇〇〇(△△△△)××××			① 申請年月日	令和〇年4月20日		
	氏名	国税 太郎			通債日付印			
	法人番号				申請書番号			
					処理年月日			

年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
令〇	消費税及び地方消費税	〇・3・31	250,000	—	要	—	—	(令和〇年分)
猶予を受けたい国税を上記例に合わせて記載してください。 ※書ききれない場合は、適宜の別紙に記載して添付してください。								
合計			イ 250,000	□	ハ	すぐに納付できる金額(「財産収支状況書」の「現在納付可能資金額(A)」欄の金額)を記載してください。		

②イ~ホの合計	250,000	③現在納付可能資金額	0	④猶予を受けようとする金額(②-③)	250,000
---------	---------	------------	---	--------------------	---------

※③欄は、「財産収支状況書」の(A)又は「財産目録」の(D)から転記

一時に納付することができない(生活維持又は事業の継続が困難となる)事情の詳細

住宅家屋の建設を行っているが、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が中止・延期となっており、売上が減少している。銀行借入(毎月20万円)も返済を猶予してもらっている。

取引先からの入金全てを国税の納付に充てた場合、事業の継続が困難になる。

猶予該当事実の詳細(納税の猶予の場合)：

「財産収支状況書」の「分割納付計画(B)」欄の計画を記載してください。

すぐに納付計画を定めるのが難しい場合は、徴収担当職員にご相談ください。

年月日	納付金額	年月日	納付金額	年月日	納付金額
令和〇年4月30日	0円	令和〇年8月31日	0円	令和〇年12月31日	10,000円
令和〇年5月31日	0円	令和〇年9月30日	40,000円	令和△年1月31日	80,000円
令和〇年6月30日	0円	令和〇年10月31日	0円	令和△年2月28日	70,000円
令和〇年7月31日	0円	令和〇年11月30日	0円	令和△年3月31日	50,000円 +延滞税

※⑤欄は、「財産収支状況書」の(B)又は「収支の明細書」の(C)及び(D)から転記

猶予期間	令和〇年4月20日から令和△年3月31日まで 12月間
------	-----------------------------

※猶予期間の開始日は、①の申請年月日
ただし、納税の猶予申請において、災害等のやむを得ない理由換価の猶予申請において、納付すべき国税の法定納期

猶予期間は1年以内です。状況に応じて、更に1年間猶予される場合があります。猶予期間がお分かりにならない場合は、徴収担当職員にお尋ねください。

担保	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	担保財産の詳細又は提供できない特別の事情
----	---	----------------------

担保の提供が明らかに可能な場合を除いて、担保は不要となります。
※ご不明な場合は徴収担当職員にご相談ください。

- ・ 書き方が分からない場合は、所轄の税務署の徴収担当職員にお尋ねください。
 - ・ 申請していただいた内容は税務署で審査します。猶予を許可する場合には、通知書でお知らせします。
 - ・ 審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがありますので、ご協力をお願いします。
 - ・ 今後(2か月程度)地方税や社会保険料などの猶予の申請をされる場合には、この申請書の写しを利用できますので、写しを手元に保管しておくことをおすすめします。
- その他、ご不明な点がございましたら、所轄の税務署(徴収担当)にお気軽にご相談ください。

事業者の方へ



消費税の
インボイス
制度

令和3年10月1日

登録申請

受付開始！

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。

登録申請手続は、e-Tax

をご利用ください！！



「e-Taxソフト（WEB版）」、「e-Taxソフト（SP版）」をご利用
いただくと質問に回答していくことで申請が可能



e-Tax で申請した場合、電子データで登録通知の受領が
可能

※ 「登録通知」には、令和5年10月以降インボイスに記載が必要な「登録番号」
を記載しており、紛失防止等の観点から電子データでの受領をお勧めしています。



個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。
スマートフォンからの申請には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・
インボイスコールセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】0120-205-553（無料）

【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

インボイス制度について詳しくお知り
になりたい方は、国税庁ホームページ
(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス
制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



国税庁 法人番号 7000012050002

2021.7

「インボイス制度」 ってナニ？

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存^(※)等が必要となります。

(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

「インボイス」 ってナニ？

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

インボイスの記載事項

請求書		△△商事㈱
⑥ ㈱〇〇御中	①	登録番号 T012345...
11月分 131,200円		××年11月30日
日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	③ 2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円
④	⑤	⑥ * 軽減税率対象

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

登録申請書の 郵送による 提出先

以下のインボイス制度に関する書類を郵送により提出される方は、次の宛先に送付してください。

- ・ 適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用・国外事業者用）
- ・ 適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書
- ・ 適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書

名称	所在地	管轄地域
東京国税局 インボイス登録センター	〒262-8514 千葉市花見川区武石町1丁目520番地3	千葉県 東京都 神奈川県 山梨県

※インボイス登録センターでは、インボイス制度に関する書類のみ受け付けています。

全国どこからでも
誰でも参加可能な

オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを講師がわかりやすく解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答も行ってまいります。

開催日時	定員	費用	説明会サイトへ
説明会サイトに掲載（随時掲載） ※下記の説明会サイトにアクセスして確認してください。 → https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_setsumeikai.htm	各回 100名 (先着順)	無料 (通信費用は実費となります。)	